平成２６年（フ）第５６５号
埼玉県川越市霞ケ関北４丁目８番地14
破産者　沼田　　修
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１５９号
相模原市中央区田名3210番地11　セピアコート101号
破産者　青木　広美
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２７０号
相模原市南区相武台団地２丁目７番３－43号
破産者　高野　博幸
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４４３号
神奈川県座間市西栗原１丁目11番23号　セジュールスズキ201号
破産者　松沢　　敏
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２７７号
北海道石狩市花川南９条１丁目90番地１
破産者　久保　裕之
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３０２号
仙台市太白区郡山字谷地田西６番地の１
破産者　近野　有子
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３７６号
仙台市泉区実沢字男生山２番地の23　49Ｂ－16Ｌ、住民票上の住所仙台市若林区古城３丁目６番26号
破産者　町田　憲雄
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１０号
群馬県太田市藤阿久町246番地14　ウイング１－105号
破産者　林　　洋子
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第４６号
富山県滑川市領家町123番地、破産手続開始決定時の住所富山市水橋市江113番地12
破産者　ユニ・ヴァースこと　市江　　勝
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２０１０号
愛知県春日井市上条町１丁目１番地　マンション横井303号
破産者　喫茶903こと　熊谷　珠一
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６１４号
名古屋市守山区新守町128番地　第５森ビル205号、開始決定時の住所名古屋市南区明円町４番地　シティコーポ第２明円106号
破産者　内藤也寸紀
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２９０７号
大阪府高槻市津之江町３丁目51番５号
破産者　井戸田　進
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８８９号
大阪市西区土佐堀３丁目４番12号　４Ｆ
破産者　篠岡　　啓
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９６４号
大阪府高槻市奈佐原２丁目６番６－502号
破産者　田中　千明
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０４号
兵庫県赤穂市有年牟礼1293番地43
破産者　川崎　良文
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２７２号
福岡県北九州市八幡西区則松５丁目12番31号、開始決定時の住所福岡県遠賀郡水巻町中央16番１－401号
破産者　片山　志郎
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３９号
愛知県一宮市今伊勢町本神戸字東出39番地２
破産者　垂石智重子（旧姓井上）
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部